

総務教育常任委員会資料

(令和2年11月27日)

【件名】

- ・ 県立学校教職員の生徒引率関係自動車の使用に関する取扱いについて(教育人材開発課)・・・ 2
- ・ 令和3年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について(高等学校課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果と今後の取組について(いじめ・不登校総合対策センター)・・・・・・・・ 5
- ・ 学校における携帯電話の取扱い等について(いじめ・不登校総合対策センター)・・・・・・・・ 8

教 育 委 員 会

県立学校教職員の生徒引率関係自動車の使用に関する取扱いについて

令和2年11月27日
教育人材開発課

- 令和2年10月21日(水)に記者発表した不適切な生徒輸送に係る事案について、令和2年11月12日(木)に臨時県立学校長会を開催し、新たに生徒引率でマイクロバスやレンタカー等を使用する場合の取扱いを説明した上で、新要項を同日施行。
- 部活動の生徒引率において生徒の安全確保と教職員の負担軽減を一層進めるため、11月補正予算案で貸切バスの利用促進経費を提案している。

1 新制度の考え方

学校で計画された教育活動や部活動等の円滑な運営を図るため、やむを得ない場合に限り、安全運行を確保した上で、業務の効率化を図る。

ただし、生徒輸送は原則、公共交通機関（JR又は貸切バス）を使用することとし、やむを得ない場合に限り、教職員が運転するマイクロバス等で生徒輸送を可能とする。（利用の優先順は①JR・貸切バス → ②自家用車 → ③（自家用）マイクロバス、レンタカー）

【見直し前】

	自家用車	自家用等 マイクロバス	レンタカー
出張	○	×	×
出張外	×		



【見直し後】

	自家用車	自家用等 マイクロバス	レンタカー
出張	○	○ ※②	○ ※③
出張外	○ ※①		

2 生徒引率自動車の使用許可の範囲（令和2年11月12日付施行）

①出張外業務等の自家用車の使用

出張外業務等における教職員自家用車による児童生徒引率（児童生徒同乗）を可能とした。

⇒「県立学校教職員の自家用車の出張外業務等の使用に関する取扱要項」を新設（※①）

②県立学校教職員の自家用等マイクロバスの使用

教職員が運転する自家用等マイクロバス（大型自動車、中型自動車及び準中型自動車）への生徒の同乗を可能とした。

⇒「県立学校教職員の中型自動車等の使用に関する取扱要項」を新設（※②）

③県立学校教職員のレンタカーの使用

教職員が運転するレンタカー（大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車）への生徒の同乗を可能とした。

⇒「県立学校教職員のレンタカーの使用に関する取扱要項」を新設（※③）

3 安全運転研修について

生徒の安全を確保するため、全ての学校において、年1回（以上）の生徒引率に係る自動車安全運転研修を実施することとし、2②、③（普通自動車を除く）の自動車を利用する教職員については、教育委員会が指定する中型自動車等の運転に係る安全運転研修の年1回の受講を義務化した。

4 部活動の生徒引率に係る経費の一部支援

公式大会において貸切バスを活用する場合の経費の一部支援（バス借上料の1/2、上限20万円）として、400万円を11月補正予算案で提案しており、公式大会以外についても、地域づくり推進部予算である「貸切バス等利用促進緊急応援事業」（11月補正予算案）を活用していく。

令和3年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年11月27日
高等学校課

令和3年度鳥取県立高等学校入学者選抜を実施するに当たっては、コロナ禍の中、受検者が安心して受検に臨めるような環境を整えることが必要です。このため、下記のとおり、入学者選抜の実施に当たっての留意事項をとりまとめました。なお、今後も必要に応じ、方針の変更等を行う場合もあることを申し添えます。

1 基本的な考え方

コロナ禍の中でも受検生が安心して鳥取県立高等学校入学者選抜検査を受検できるよう環境を整える。よって、2以下について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、方針を変更する場合もある。

2 受検機会の確保

- 推薦入学者選抜検査日 令和3年2月9日（火）
- 一般入学者選抜検査日 令和3年3月9日（火）～10日（水）
- 一般入学者選抜追検査日 令和3年3月15日（月）
- 再募集入学者選抜検査日 令和3年3月25日（木）
- 特別措置による選抜検査日 令和3年3月25日（木）

【新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となった受検者への対応】

- ◆推薦入学者選抜検査当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者で症状があるため受検できない者については、令和3年2月12日（金）までに受検できる場合は、別日程で受検できることとする。
- ◆一般入学者選抜検査、又は一般入学者選抜追検査の当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者で症状があるため受検できない者については、志願先高等学校において特別措置による選抜検査を実施する。検査内容は志願先高等学校で決定し、受検者に通知することとする。

3 選抜検査会場等における新型コロナウイルスに対する主な感染症対策

- 県立高等学校においては、令和3年3月5日（金）から8日（月）までは生徒登校禁止とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための準備を行う。
- 入学者選抜業務に携わる教職員には、マスクの着用を義務付ける。
- 検査室の座席は、1メートル程度の間隔を空けて配置する。
- 1教科終了ごとに10分程度窓や教室のドアを開放するなどの換気を行う。

4 検査問題の出題範囲や内容について

中学校学習指導要領の範囲内で、本県中学校教育課程の実態に沿った内容とし、現時点では、出題範囲の縮小は行わない方針。

5 無症状の濃厚接触者への対応等について

受検生が濃厚接触者となった場合において、次の①～④全てを満たすことを条件とし、当日の受検を認めることとする。

- ① 初期スクリーニング（PCR検査等）の結果、陰性であること
- ② 受検当日も無症状であること
- ③ 公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて選抜検査会場に行くこと
- ④ 終日、別室で受検すること

★新型コロナウイルス感染者等への対応図

	一般入学者選抜	選抜追検査	特別措置による選抜検査
受検者が 感染者	前日までに退院し無症状であれば受検可（※）		
	前日までに退院しているが症状がある、又は退院していなければ受検不可	→ 退院し無症状であれば受検可（※）	
		→ 退院したが症状がある、又は退院していなければ受検不可	→ 選抜検査実施
受検者が 濃厚接触者	PCR検査等の結果が陰性で、当日無症状であれば受検可		
	PCR検査等の結果は陰性だが、当日症状があれば受検不可	→ PCR検査等の結果が陰性で、当日無症状であれば受検可	
		→ PCR検査等の結果は陰性だが、当日症状があれば受検不可	→ 選抜検査実施

※ 新型コロナウイルスの感染者が退院する場合、保健所から2週間の自宅待機を要請されるため。

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果と
今後の取組について

令和2年11月27日
いじめ・不登校総合対策センター

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が文部科学省から公表され、本県の調査結果概要は次のとおりでした。

この結果を受け、いじめの問題、不登校への対応・未然防止に係る対策について、県教育委員会において「いじめ・不登校対策本部会議」を以下のとおり開催し、今後のいじめ問題対策及び不登校支援についての協議を行いましたので報告します。

1 本県の状況（詳細については、別添参照）

(1) 暴力行為

暴力行為の発生件数の推移（国公立）

単位（件）

暴力行為		H27	H28	H29	H30	R元
鳥取県	小	61	74	143	209	309
	中	111	153	222	221	186
	高	41	62	56	37	26
	計	213	289	421	467	521
	発生件数/千人	3.5	4.7	7.0	7.8	8.8
【参考：全国】発生件数/千人		4.2	4.4	4.8	5.5	6.1

・小・中学校における1,000人あたりの発生件数は、全国平均を上回っている。

(2) いじめ

いじめの認知件数の推移（国公立）

単位（件）

いじめ		H27	H28	H29	H30	R元
鳥取県	小	270	301	517	1,432	1,611
	中	179	185	242	461	464
	高	33	68	45	59	60
	特	63	40	40	26	71
	計	545	594	844	1,978	2,206
	認知件数/千人	8.7	9.6	13.8	32.6	36.9
【参考：全国】認知件数/千人		16.5	23.8	30.9	40.9	46.5

・小・中・高等学校における1,000人あたりの認知件数は、全国平均を下回っている。

・特別支援学校における1,000人あたりの認知件数は、全国平均を大きく上回っている。

(3) 不登校

不登校出現率の推移（国公立）

単位（％）

不登校出現率		H27	H28	H29	H30	R元
小	鳥取県	0.51	0.51	0.56	0.78	0.94
	全国	0.42	0.48	0.54	0.70	0.83
中	鳥取県	2.69	3.02	3.10	3.29	3.70
	全国	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94
高	鳥取県	1.35	1.73	1.90	1.76	1.47
	全国	1.49	1.47	1.51	1.63	1.58

※出現率：100人当たりの不登校児童生徒数のこと

・小学校における出現率は、全国平均を上回っている。

・中・高等学校における出現率は、全国平均を下回っている。

2 「いじめ・不登校対策本部会議」の概要について

- (1) 日時 令和2年11月19日(木) 午後3時から午後4時30分まで
- (2) 場所 鳥取県庁第2庁舎 第22会議室
- (3) 出席者 教育長、次長、教育次長、関係課長等(東・中・西部各教育局、教育総務課、教育人材開発課、教育センター、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、社会教育課、人権教育課、体育保健課、いじめ・不登校総合対策センター)
- (4) 主な内容

ア 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及び具体的な事例から見えてきた課題

【不登校】

要因・背景として、小・中学校とも割合が高い「無気力・不安」について、個別の事例に当たるとして実態を把握し分析した結果、家庭への支援の必要性とともに、児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実の必要性が見えてきた。

【いじめ・暴力行為】

いじめを受けている児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をすることが大切であるとの理解は進んできたが、個別の事例から、いじめや暴力行為を繰り返す児童生徒に対して、表出している姿への対応だけでなく、その子どもの背景や要因などを理解(児童生徒理解)し、適切な対応をすることが必要であるということが改めて見えてきた。

イ 今後の取組について(案) (※当初予算編成の中で検討)

○安心して過ごせる学級づくり

- ・特別活動等に焦点を当て、教師と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て、安心感や自己肯定感を高める取組を推進する
- ・スクールカウンセラーと教職員が協働した不安の解消等に関する心理教育を実践し、各域内において共有する
- ・ICTを活用した毎日の子どもの心模様を把握するための仕組みをつくる

○教職員の指導力向上のための取組

- ・児童生徒理解について、「出かけるセンター研修」の活用を働きかける
- ・不登校の理解と児童生徒理解のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」を周知徹底する
- ・教職員向け不登校相談窓口のさらなる周知を行う

○児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援

- ・ICTを活用し、家庭・相談室・教育支援センター等における支援に取り組み、学びの選択肢を広げる(自宅学習支援、校内サポート教室、タブレットを活用した遠隔授業)
- ・就学前の保護者・家庭への支援を、県の教育相談の中で行う

○学校の組織力向上のための取組

- ・いじめ対応マニュアルを周知徹底する(出かけるセンター研修、行政説明会、各種研修等)
- ・いじめ発見からいじめの認知・初動対応やその他のポイント等について、教職員研修動画資料を作成し、C4th(学校業務支援システム)の教育支援サイトに掲載する
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー研修により、いじめ問題への対応力を上げる

【意見】

- ・子どもに焦点を当て、子どもがどうしたいのか、本音を聞き出すアプローチが大切である。
- ・いじめ問題対策や不登校支援を学力向上と絡めて前向きに取り組んでいくことが大切である。
- ・今年度試行的設置をした「校内サポート教室」が効果を上げている。個々の児童生徒理解に基づいた支援の成果だと考える。
- ・学校や教育委員会だけでなく、地域を巻き込んでいくことが大切である。
- ・児童生徒理解及びそれに基づく支援等について、これまでに策定された手引き等を活用した好事例を蓄積して広報活動するなど、工夫が必要である。

ウ まとめ

イ 今後の取組について（案）に以下の取組を加えて、教育委員会各課といじめ・不登校総合対策センターが協働体制で取組を進める。

○児童生徒の力を育てる学級づくりのための取組

児童生徒の実態を踏まえた学級経営等により、児童生徒の学びの質やよりよい人間関係を構築する力を高める

→「とっとり学力・学習状況調査」の結果等を活用して、各学校の取組や成果を蓄積し、発信する。

○教職員の指導力向上に係る取組

教職員の力を高めるための情報を広く共有する取組の推進

→各学校における好事例を蓄積し、学校の教職員がアクセスしやすい仕組み等をつくり、県内に広める。

(例) 県が発行したマニュアル等に基づく具体的取組を蓄積するとともに、マニュアル等の重要ポイントを動画にし、発信する。

学校における携帯電話の取扱い等について

令和2年11月27日
いじめ・不登校総合対策センター

学校や市町村教育委員会が、学校における携帯電話の取扱いについて、各学校及び地域の実情に応じた基本的な指導方針を策定・実施するための県としての方向性を示すため、「学校における携帯電話の取扱い等に関する県の方針」を策定しましたので報告します。

1 策定の経緯

近年の自然災害や犯罪の発生等を踏まえ、携帯電話が緊急の連絡手段として活用されることが期待されるとともに、携帯電話に係る社会環境や児童生徒の状況が変化する中、「学校における携帯電話の取扱い等について」（令和2年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を受け、10月16日に関係団体等による検討会を開催し、そこで出た意見等を踏まえ、「学校における携帯電話の取扱い等に関する県の方針」を策定した。

2 「学校における携帯電話の取扱い等に係る県の方向性」検討会について

- (1) 目的 文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」を踏まえ、県が作成した方針案について意見をもらう。
- (2) 日時 令和2年10月16日（金）午前10時から午前11時30分
- (3) 場所 鳥取県教育センター 大研修室
- (4) 出席関係団体等
 - ・県PTA関係 ・各校種校長会（私立含む） ・都市及び町村教育長会
 - ・総合教育推進課 ・鳥取県教育委員会事務局関係課
- (5) 主な意見等及び対応

意見等	対応
小・中学校及び義務教育学校の取扱い方針について例外規定は必要か。（町村教育委員会）	①原則禁止、②例外規定と列記していたものを、①②を合わせ、例外規定を但し書きにすることで、市町村の実情に合わせる。
情報モラル、ルール徹底などについて本県らしい内容を方針に盛り込んでいく。（県PTA協議会他）	情報モラル教育やネット上のいじめについて文部科学省の教材名や、本県が作成したマニュアルや教材名等を記載する。
緊急時に携帯を持たせず、児童生徒の安全を考えないといけない。（県中学校長会他） 通学時の安全確保については市町村教育委員会にとって大きな課題。（都市教育長会）	「登下校中の安全の確保等について」の項目立てをして、災害等を踏まえた、児童生徒の安全安心につながる取組について記載する。

3 方針のポイントについて

- 文部科学省の通知では中学校において一定の条件を満たした上で、学校又は市町村教育委員会を単位として持ち込みを認めるとしているが、本県では市町村の実情を踏まえ、例外規定について但し書きをするにとどめ、小・中・義務教育学校は原則禁止とした。
- 情報モラル教育の取組、「ネット上のいじめ」等に関する取組について、教材等の具体例を示すなど本県の実態に合わせて作成した。
- 登下校中の安全確保等についての項目を設け、学校が家庭・地域と連携して児童生徒の安全確保へ努めるよう記述した。

4 通知等について

本方針について、令和2年11月20日付けで、県内のすべての県立学校及び市町村教育委員会に通知した。

学校における携帯電話の取扱い等に関する県の方針について

鳥取県教育委員会

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び市町村（学校組合）教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す方向性に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

また、指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

（1）小学校・中学校及び義務教育学校

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校・中学校及び義務教育学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

ただし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話（例えば、子ども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障が生じないよう配慮すること。

（2）高等学校

生徒の携帯電話の使用については、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう制限する必要があることを考慮した上で、各学校で規定を定めて対応すること。

<参考>

鳥取県高等学校指導部連盟申し合わせ事項 「携帯電話等については各校の規定とする。」

（3）特別支援学校

児童生徒の携帯電話の使用については、学校及び地域の実態、児童生徒の障がいの状態や通学状況等を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう、各学校で規定を定めて対応すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるように、学習指導要領に基づき、文部科学省や県教育委員会、各種団体が作成している教材等※を利用するなどして、学校における効果的な情報モラル教育の充実に取り組むこと。

※（教材例）

○情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等【文部科学省作成】

○電子メディアとの付き合い方学習ノート（シート）

【鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会作成】

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

県教育委員会は、ネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備するなど、ネット上のいじめの防止等のための対策の一層の推進を図る。(いじめ防止対策推進法第19条参考)

また、学校は「ネット上のいじめ」を含むいじめ等が重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童生徒への指導の充実を図ること。(いじめ防止対策推進法第19条参考) その際、学校は、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等の未然防止・早期発見及び対応について「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態から学ぶ』」(令和元年9月、鳥取県教育委員会)を参考にすること。

＜児童生徒に伝える基礎知識＞

- ネット上へ誹謗中傷を書き込むことは、人権侵害であり、決して許されない行為であること。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要であることから、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、携帯電話等を持たせる場合には、家庭で利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めるなど、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒の利用の状況を把握し、見守る体制づくりを行うこと。

5 登下校中の安全の確保等について

登下校中に児童生徒が携帯電話を所持することは、災害発生時の緊急連絡や犯罪に巻き込まれることの予防や抑止に有用との意見もあるところだが、特に小・中・義務教育学校では学校への持ち込みを原則禁止としていることから、引き続き各学校は、「子どもかけ込み110番の家」や地域ボランティアによる見守り活動など地域と連携した安全の確保に努めるとともに、保護者の携帯電話等へメッセージ等を一斉送信するシステムや災害用伝言ダイヤル等による迅速な情報伝達手段を活用するなどして、児童生徒の登下校中の安全安心につながる取組を行うこと。

6 市町村(学校組合)教育委員会の取組について

市町村(学校組合)教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱い等が適切になされるよう、基本的指導方針を定め、所管の学校に対して周知徹底を図っていただきたい。